

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会の多い、**弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々**などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご活用ください。

－金融所得課税の一体化－

平成 25 年度税制改正において、幅広い金融商品から生じる所得を一体として課税することを目的に、公社債等と株式等の課税関係の見直しが行われ、平成 28 年 1 月 1 日以降の譲渡による売却損益や支払を受けるべき利子等に適用されることとなります。

そこで、今回のタックスレビューでは、金融所得課税の一体化によりどのように公社債等の課税関係が変わるのかをご紹介します。

1. 金融所得課税の一体化による公社債等及び株式等の課税関係の改正

平成 28 年 1 月 1 日から公社債等は、特定公社債等(国際や地方債など)と、一般公社債等(特定公社債等以外の公社債等)に区分されることとなります。

特定公社債等とは、次のような公社債等が該当します。

- 国債、地方債、外国国際、外国地方債
- 公募公社債、上場公社債
- 外国社債のうち国内において売出しがされたもの
- 金融商品取引所に発行のプログラム(MTN プログラム等)が公表されている公社債
- 国内外の公営企業等又は国際機関が発行した債券
- 銀行若しくは金融商品取引業者又はこれらの者の 100%子会社等が発行した債券(その所有者が多数でないものを除く。)
- 平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債(発行時に源泉徴収がされた割引債を除く。)

一般公社債等とは、特定公社債等以外の公社債をいいます。

今回の改正により、特定公社債等の利子等については、現行では源泉分離課税とされていますが、改正後は、源泉徴収後、申告不要とするか申告分離課税とするかを選択することが可能となります。一般公社債等の利子等については、現行の源泉分離課税が維持されます。

また、現行では、公社債、公社債投資信託等を売却した際の譲渡所得は非課税とされていますが、改正後は特定公社債等・一般公社債等に該当する公社債を売却した際は、申告分離課税の対象となります。例えば、外貨建ての MMF を売却した際、現行では売却益は非課税に、売却損はなかったものとされていました。しかし、改正後は、外貨建ての MMF を売却した際の売却損益を認識することになるため、売却益については課税され、売却損については損益通算(後述参照)

が可能となります。

さらに、今回の改正で注目すべき点は、損益通算及び繰越控除についての改正です。現行では公社債等と株式等はそれぞれ別の区分で括られており、公社債等と株式等を売却した際に生じる譲渡損益については、公社債等の譲渡損益と株式等の譲渡損益を相互に損益通算することができませんでした。

しかし、改正後は公社債等と株式等の区分が、「特定公社債等・上場株式等」「一般公社債等・一般株式等(非上場株式等)」に変更されることになります。

そのため、改正後は上場株式等の範囲に特定公社債等が追加されることになり、特定公社債等の譲渡損益が、上場株式等の譲渡損益と損益通算をすることが可能となります。また、その年に損益通算をしても控除しきれない譲渡損失がある場合には、上場株式等の譲渡損失と同様、翌年以後 3 年間の繰越控除をすることが可能となります。一般公社債については、上場株式等と損益通算することはできませんが、非上場株式等との損益通算が可能となります。

上記のとおり課税区分が変更されたことにより、上場株式等と特定公社債等との損益通算、一般公社債等と一般株式等の損益通算が可能となりますが、現行で損益通算が可能だった上場株式等と一般株式等の損益通算ができなくなりますのでご留意下さい。

【特定公社債等と一般公社債等の課税方式】

	改正前	改正後	
		特定公社債等	一般公社債等
利子所得	20.315%源泉分離	20.315%申告分離 (申告不要可)	20.315%源泉分離
譲渡所得	非課税	20.315%申告分離	20.315%申告分離
損益通算	適用無し	上場株式等との損益通算可	非上場株式等との損益通算可
繰越控除	適用無し	適用有り	適用無し

2. 居住者及び非居住者となる判定基準

先日、韓国出身の女子プロゴルファーが大阪国税局の税務調査を受け、平成 25 年分までの 5 年間で約 3 億円の申告漏れを指摘されたという報道がありました。この女子プロゴルファーは、日本でのツアー賞金やスポンサー収入等から経費を除いた所得を韓国で申告・納税していたということですが、国税局は女子プロゴルファーが関西に拠点を置いて毎年日本ツアーに参戦していたことから、日本の居住者に当たるため日本での申告が必要であると判断し、申告漏れを指摘したということでした。

この居住者・非居住者の判定については、誤解しやすいところもありますので、簡単に御紹介したいと思います。

➤ 居住者・非居住者の判定基準

所得税法上、「居住者」とは、国内に「住所」を有し、又は、現在まで引き続き 1 年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を「非居住者」と規定しています。ここでいう「住所」は、「個人の生活の本拠」をいい、「生活の本拠」かどうかは「客観的事実によって判定する」こととなります。したがって、「住所」は、その人の生活の中心がどこかで判定されま

す。ある人の滞在地が 2 か国以上にわたる場合に、その住所がどこにあるかを判定するためには、以下の状況を総合的に勘案して判定することになります。

- ① 滞在日数
- ② 生活場所及び同所での生活状況
- ③ 職業及び業務の内容・従事状況
- ④ 生計を一にする配偶者その他の親族の居住地
- ⑤ 資産の所在
- ⑥ 生活に関わる各種届出状況等

滞在日数が重要な要素となることは間違いありませんが、その他の要素も含め総合的に勘案することが必要となります。

従って、居住者に該当するのか、非居住者に該当するのか上記基準をもとに慎重に判断を行い、国内での確定申告が必要か事前に確認することが重要となります。

上記内容に係らず、会計・税務の疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 税務通信 3381 号、国税庁タックスアンサー、財務省「平成 25 年度 税制改正の解説」

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / シニアコンサルタント 清水 一宏

【事業概要】

■ 法人アドバイザー事業

法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス

■ 個人アドバイザー事業

所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス

■ 財務アドバイザー事業

M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務

企業価値評価業務、事業再生支援業務